

松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、松戸市が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内訳書の要件)

第2条 内訳書は、原則として、第1号様式によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が5,000万円未満の工事の入札及び市長が認める工事の入札においては、第2号様式を用いることができるものとする。

3 内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告等において示すものとする。

(1) 入札参加者名、工事名及び工事場所

(2) 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。ただし、第2項に規定する工事にあつては、金額のみで差し支えないものとする。

(3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、(表-1)のとおりとする。ただし、第2項に規定する工事にあつては、(表-2)のとおりとすることができる。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

(表-1)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別に準拠）まで

(表-2)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
その他の工事	内訳工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種に準拠）まで

4 第1項及び第2項に規定する様式について、前項の規定を満たしている場合においては、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

(内訳書の提出)

第3条 内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、入札書と内訳書を同時に提出させるものとする。なお、再度入札の場合については、第1回目と同様の取扱いとする。

(内訳書の確認)

第4条 内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

- 2 内訳書の確認は、別表に掲げる内容について、全ての入札参加者を対象に落札候補者決定前までにあらかじめ行う。但し、別表中3つの内容の確認にあつては、落札候補者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する契約の相手方となり得る者をいう。）又は低入札価格調査対象の入札において失格基準価格以上でかつ調査基準価格に満たない入札をした者（失格基準価格を設けない入札においては調査基準価格に満たない入札をした者）がある場合は当該入札者全者に限って行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事前審査型の入札、総合評価方式の入札及び松戸市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日松戸市条例第8号）第2条に規定する工事の入札にあつては、別表に掲げる内容の全てについて入札参加者全員を対象に落札決定前までに確認するものとする。
- 4 内訳書の確認は、入札担当課が第3号様式により行う。但し、内訳書の積算内容について疑義が生じたときは、積算担当課（入札を実施する工事の積算内容を把握している課）に確認を求めることができるものとする。

（内訳書に不備がある入札者の取扱い）

第5条 前条の規定により確認した結果、別表に掲げる事項に該当する場合は、内訳書に不備があるものとして当該入札者の入札を無効として取扱うものとする。

（提出された内訳書の取扱い）

第6条 提出された内訳書は、返却しない。

- 2 発注者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することができる。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

確認事項		内容		備考
1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む)	ア	内訳書の全部又は一部が提出されない場合	(1)内訳書そのものが提出されていない場合 (2)内訳書が複数頁必要な場合等で、その全てが提出されていない又は一部が欠落している場合
		イ	内訳書とは無関係な書類の場合	提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
		ウ	他の工事の内訳書である場合	提出された内訳書が別工事の場合
		エ	白紙である場合	提出された内訳書が白紙の場合
		オ	内訳書に押印が欠けている場合	提出された内訳書に押印がない場合。 ただし、電子入札システムにより提出されている場合は除く。
		カ	内訳書が特定できない場合	複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	ア	内訳書の重要な項目(商号又は名称、工事名、内訳項目、金額等)の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	内訳書の商号又は名称、工事名、内訳項目、金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判別できない場合
3	記載すべき事項に誤りがある場合	ア	発注者名に誤りがある場合	内訳書の発注者名が入札書と著しく異なる場合。 ただし、軽微な誤字、脱字がある場合(同一性が確認できる場合)は除く。
		イ	工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	内訳書の工事名が入札書と著しく異なる場合。ただし、軽微な誤字、脱字がある場合(同一性が確認できる場合)は除く。
		ウ	提出業者の住所、商号又は名称等に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	内訳書の住所、商号又は名称等が入札書と著しく異なる場合。ただし、軽微な誤字、脱字がある場合(同一性が確認できる場合)は除く。
		エ	内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額(工事価格)の記載がない場合	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとし、それぞれの金額と合計額(工事価格)の記載がない場合
		オ	内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計とその合計額(工事価格)が一致しない場合	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとし、その合計と合計額(工事価格)が一致しない場合
		カ	内訳書の合計額(工事価格)と入札金額が一致しない場合	内訳書の合計額(工事価格)と入札書又は電子入札システム上の入札金額が異なっている場合
		キ	内訳書中に「値引き」の項目及びマイナス計上の項目がある場合	「値引き」、「端数処理」等、経費の根拠が不明確となる記載がある場合(スクラップ控除等マイナスで計上するものは除く)

		ク	内訳書中の計算等が異なっている場合	内訳書の中の計算間違いや、数量や単価等の記載漏れ等により確認が困難である場合。
4	その他未提出 又は不備がある場合	ア	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合(理由のいかんにかかわらず、再提出を入札参加者に求めたが、市の指定期日までに提出がない場合を含む。)

第1号様式

(宛先)

松戸市長

松戸市教育委員会教育長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

工事費内訳書

工事名	
工事場所	

工事区分・工種・種別・細別 等	単位	数量	単価	金額	摘要
工事価格（税抜）					

※注意事項

1. 内訳については、原則として、配布用設計図書の各項目に数量、単位、単価及び金額を明記すること。
2. 記載する各項目については次のとおりとする。
 建築・設備関連工事・・・種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
 その他の工事・・・・・・内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別に準拠）まで
3. 行が不足する場合は、適宜、別葉とすること。
4. 必要な項目の記載があれば、本様式以外の独自様式も可とする。
5. 代理人氏名での提出は、入札委任をしている者に限る。
6. 電子入札システムでの提出する場合は、電子認証を経て送付されるので、押印されているものとみなす（押印不要）。

第2号様式

(宛先)

松戸市長

松戸市教育委員会教育長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

工事費内訳書

工事名	
工事場所	

工種等	金額	摘要
工事価格（税抜）		

※注意事項

1. 内訳については、原則として、配布用設計図書の各項目に金額を明記すること。
2. 記載する各項目については次のとおりとする。
 建築・設備関連工事・・・種目別内訳及び科目別内訳まで
 その他の工事・・・・・・内訳工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種に準拠）まで
3. 行が不足する場合は、適宜、別葉とすること。
4. 必要な項目の記載があれば、本様式以外の独自様式も可とする。
5. 代理人氏名での提出は、入札委任をしている者に限る。
6. 電子入札システムで提出する場合は、電子認証を経て送付されるので、押印されているものとみなす（押印不要）。

工事費内訳書提出状況調査書

工事名			
開札日		工事担当課	

1. 工事費内訳書の確認（第4条関係）

確認事項	該当者数	該当者
1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）		
ア 内訳書の全部又は一部が提出されない場合		
イ 内訳書とは無関係な書類の場合		
ウ 他の工事の内訳書である場合		
エ 白紙である場合		
オ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システム提出は除く）		
カ 内訳書が特定できない場合		
2. 記載すべき事項が欠けている場合		
ア 内訳書の重要な項目（商号又は名称、工事名、内訳項目、金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合		
3. 記載すべき事項に誤りがある場合		
ア 発注者名に誤りがある場合		
イ 工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合		
ウ 提出業者の住所、商号又は名称等に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合		
エ 内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等※のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合		
オ 内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等※の合計とその合計額（工事価格）が一致しない場合		
カ 内訳書の合計額（工事価格）と入札金額が一致しない場合		
キ 内訳書中に「値引き」の項目及びマイナス計上の項目がある場合		
ク 内訳書中の計算等が異なっている場合		
4. その他未提出又は不備がある場合		
ア 内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合		

※直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとする。

2. その他不誠実な事項 不誠実な事項等がある場合に記入すること。

--

上記事項該当者 (有 ・ 無)	担当者確認欄
----------------------	--------